

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第14回）
議事概要

1 日 時 平成24年5月17日（木）15：35～17：10

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、
 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
 【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 公的部門の格付けの見直し
- (2) 事業税等の扱い

5 議事概要

- (1) 公的部門の格付けの見直し

ア 共通事項

公的部門格付けの見直し作業について、事務局から資料1-1に基づき、前回のWG終了後、事務局からメールで照会した共通事項に関する整理について、各府省庁から提出された意見の紹介とともに、これに対する事務局の意見について説明が行われた。説明の要点は、以下のとおり。

【1 格付け単位の考え方（一つの法人等が複数の活動を行っている場合の扱い）】

内閣府から基本的にアクティビティ別の格付けは認められないとの意見が提出されたが、IOの部門分類はアクティビティベースの分類であり、IOにおける公的部門の格付けの意義を踏まえ、事務局案のとおり、「基本的には、JSNAと同様に、法人単位、法律に基づく勘定等まで分割して格付けることとしつつ、1機関（法人）内にアクティビティの異なる複数の事業があり、当該事業が財務諸表上、勘定又は経理が区分されている場合は、アクティビティ別に格付けする」こととしたい。

【2 市場性の有無（50%ルール）の扱い】

JSNAにおいて50%ルールを厳格に適用している内閣府から、50%ルールの例外は認めるべきではないとの意見が提出されたが、一方で、50%ルールを一律に適用した場合の問題点についても各省庁から報告された。したがって、基本的には、JSNAと同様に、50%ルールによって判断することとするが、①当該機関（法人）の活動の実態を適切に表していない、②IO特有の理由により、当該機関（法人）の活動が、IO上適切に表章されない、または、推計が困難となると判断される場合は、50%ルール適用の例外を設けることもやむを得ない。

【3 社会保障基金に該当しない年金基金の格付け】

内閣府から、格付け結果と異なる計数の取扱いを行うことに反対意見が提出されたが、推計担当の厚生労働省から「社会保障基金に該当しない年金基金を区分して推計することが不可能」との意見が提出されていることから、「社会保険事業★★」に含めるとすることでやむ

を得ない。

なお、当初案では、生産活動主体分類は、新基準に基づき「公的企業」と格付けた上で、その計数を「社会保険事業★★」に繰り入れるとしていたが、格付け結果と計数の取扱いが異なることは、公的部門格付けの意義やユーザーの利便性を考慮すると適切ではないと考えられるため、生産活動主体分類も「社会保障基金」に格付けし、その旨を基本要綱及び総合解説編に明記することとした。

【4 その他】

新基準による格付けの結果、既存の部門分類では該当する部門がないような場合、部門新設の可否については、原則として、「部門分類の一般原則」（「平成17年（2005年）産業連関表作成基本要綱」132ページ参照）によるものとし、格付け結果のみを理由として部門を新設することは行わないこととした。

本件について、事務局として、この方向性で各府省庁の了承を得たいと考えているが、特段の意見・質問等があれば、5月24日（木）までに事務局に連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 格付け単位については、制度部門とアクティビティを厳密に一致させるか否かという点が問題である。JSNAでは、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表が公開されている単位を制度部門としており、IOにおいてアクティビティ単位で格付けする場合も、この単位で財務諸表が公開されていることが不可欠である。

市場性の有無については、事務局の提案のように、50%ルールの例外を設けることは、50%ルールを設ける意味が失われることになる。また、厚生労働省から質問のあった、地域表と全国表で格付け結果の相違については、JSNAでは問題にはならない。また、営業余剰にマイナスが計上される部門が発生する可能性についても、SNAではよく発生することであり、問題があるとは考えていない。

また、社会保障基金に該当しない年金基金については、厚生年金のように強制的に加入するものではないことから、民間産業として格付けるべきと考える。

- 内閣府の説明を聞くと、格付け基準の考え方は産業連関表とは相いれないように思える。産業連関表では、地域表は全国表の取扱いの影響を受けることから、全国表を作成するに当たり、地域表のことを考慮の外に置くことはあり得ない。また、営業余剰にマイナスが立つことは、産業連関表の根幹を覆すことになると考える。

また、社会保障基金については、可能な限り、JSNAと整合性のある格付けを行うべきと考えるが、格付けに合わせた推計が困難である場合、推計作業を優先して、部門を設定せざるを得ない。

- 当省においても、格付けの原則に当てはめると、新たな部門を立てる必要がある一方で、その部分だけを推計することが可能か、相当の生産額があるかという点、そうではないというケースがあり、実際の推計可能性を優先せざるを得ないと思う。

- 本示している共通事項については、4月26日に案を示し、それに対する各府省庁の意見を受けた上で作ったものであり、JSNAとIOの整合を図りつつ、IOの推計実態も考えると、これ以上の案は考えにくいと思っている。については、5月24日までに御意見を受付はするが、この案を根底から覆すような反証的意見でなければ、この案で決定としたいと考えている。

また、個別事項についても、本日御説明した機関（法人）まで調整の範囲が絞られてきている。しかし、7月に想定される次回産業連関技術会議への報告や基本要綱第1部への反映など、今後のスケジュールを考えると、いつまでも意見のやり取りをすることもできず、どこかで判断をしなければならない。したがって、個別事項についても意見をいただくことにしているが、

5月31日には、可能な範囲で決着を付け、6月14日には、事実上調整を終えることを目標としたい。

事務局としても、できればJSNAと整合性のある格付けを行うべきであり、これが基本スタンスと考えている。しかし、その格付けで実際に推計をしようとする、データが分割できないなどの問題があり、結果として、格付けと推計に齟齬が生じることになることはIO作成上重大な問題である。したがって、そういった場合には、あくまで次善の策として、JSNAと異なる格付けにはなるが、産業連関表上では、格付けと推計を整合させつつ、JSNAの格付けと異なっている理由を明確に残せば、将来における説明責任は果たしているものと考えている。さらに、格付けの例外は必要最低限のものとし、幹事会の了承を受けることとしつつ、最終的に所管省が責任をもって判断するというのは、合理的なものと考えている。

- 部門新設については、格付け結果のみから判断せず、「部門分類の一般原則」に基づき判断すべきとの説明があったが、それは、既存の部門に「準公務★★」を追加する場合も同様ということか。

→ 同じ活動の部門でも、基本分類をひとつ立てることに違いはないので、一般原則は考慮すべきと考える。

イ 個別検討事項

IOとJSNAで格付け結果の異なる機関（法人）についての検討状況について、事務局から、資料1-2に基づき説明が行われた。説明の概要は以下のとおり

- ① 以下の機関（法人）については、格付けの方向性を決定。
 - ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - ・ 労働者健康福祉機構
 - ・ 各種共済の宿泊事業
- ② 以下の機関（法人）については、関係府省と事務局で、別途個別検討を行い、その結果を次回WGに報告予定。
 - ・ 国有林野事業特別会計、造林事業
 - ・ と畜業
 - ・ 地方全国競馬協会
 - ・ 食料安定供給特別会計（米管理勘定）
 - ・ 独立行政法人農畜産業振興機構
- ③ その他の機関（法人）については、論点及び各府省庁から提出された意見を事務局から説明し、各府省庁は、それぞれ【今後の進め方】に沿って作業を進め、その回答を5月24日（木）までに事務局に提出する。

主な意見等は、次のとおり。

- 労働者健康福祉機構については、同機構の産業保健促進センターが日本標準産業分類では「社会福祉」に分類されていたところから、これまで分割して格付けしていたが、内閣府の指摘のとおり、財務諸表上分割できないので、機構全体で1つの格付けとすることとした。

また、各種共済組合の宿泊事業については、JSNAに合わせて「民間産業」としたが、一部の宿泊事業では、市価より安い価格でサービスを提供しているため、売上高比率が50%を下回っており、格付け基準と矛盾している状況にある。さらに、宿泊事業が財務諸表上、他の勘定と明確に区分できるかの確認はできていない。

- 中小企業基盤整備機構について、JSNAでは「出資承継勘定」を公的金融に格付けているが、当該勘定は金融ではないと考えられる。この点については金融庁にも御相談させていただきた

い。また、日本政策金融公庫の信用保証業務については、内閣府において同公庫の決算報告書等を参考にして検討していただきたい。

ウ 生産活動主体分類の「産業」の内訳区分の名称について

本件については、前回 WG において説明を行い、これに対して各府省庁から特段の意見がなかったため、事務局案のとおり、「公的企業」を「公的活動」に、「民間事業所」を「民間活動」にそれぞれ改称することと了承された。

エ その他

本日の説明事項及び各種資料全般について、御意見・御質問等があれば、5月24日（木）までに、事務局へ連絡することとなった。

(2) 事業税等の扱い

前回 WG において、内閣府から説明のあった事業税の扱いについて、事務局から内閣府に対して、資料2の質問が提出され、次回 WG（5月31日）における回答が要請された。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第15回）
議事概要

1 日 時 平成24年5月31日（木）16：05～17：25

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 108会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

- (1) 公的部門の格付けの見直し
- (2) 事業税等の扱い

5 議事概要

- (1) 公的部門の格付けの見直し

ア 共通事項

公的部門の格付けに係る①格付け単位の考え方、②市場性の有無の扱い及び③社会保障基金に該当しない年金基金の格付けについて、事務局から資料1-1に基づき説明が行われ、これらについては、以下の方向性で整理し、「基本要綱第1部第3章〔別表4〕前文」（以下、「基本要綱前文」という。）に反映させることとなった。

【1 格付け単位の考え方】

- ① 基本的には、JSNAと同様に、法人単位、特別会計等の非法人機関は、法律に基づく勘定等まで分割して格付けする。
- ② ただし、1機関（法人）内にアクティビティの異なる複数の事業があり、当該事業が財務諸表上、勘定又は経理が区分されている場合は、アクティビティ別に格付けする。

【2 市場性の有無（50%ルール）の扱い】

- ① 基本的には、JSNAと同様に50%ルールにより判断する。
- ② しかし、以下に該当する場合は、①に関わらず、別途、市場性を判断する。

（例外1）

50%ルールで判断すると、当該機関（法人）の活動を適切に表さない場合

（例外2）

50%ルールによる判断は適切だが、これによる格付け結果をそのまま適用すると、産業連関表特有の理由により、当該機関（法人）の活動が、産業連関表上適切に表章されない、または、生産額の推計が困難となる場合

- ③ 上記②の例外を適用するに当たっては、必要最低限のものに留めることを基本とし、原則として、当該機関（法人）所管府省庁が産業連関幹事会の了承を経て決定することとするが、最終的な判断は、所管府省庁の責任において行う。

【3 社会保障基金に該当しない年金基金の格付け】

当該年金基金については、新基準に基づき格付けを行うと「公的企業」に格付けされることとなるが、①「社会保障基金」に格付けられる年金基金と区分して推計することが困難であること、②アクティビティは、「社会保障基金」に格付けられ年金基金と同じであることから、例外的に「社会保障基金」(社会保険事業★★)に格付ける。

イ 個別検討事項

IO と JSNA で格付け結果の異なる機関(法人)についての検討状況について、事務局から、資料1-2に基づき説明が行われた。説明の概要は以下のとおり

- ① 以下の機関(法人)については、資料1-2のとおり、格付けの方向性を決定。
大学入試センター、私立学校振興共済事業団(助成勘定)、商工組合中央金庫、日本アルコール産業、下水道事業、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定、港湾勘定、業務勘定)、自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)、特許特別会計、食料安定供給特別会計(業務勘定、調整勘定)、科学技術振興機構、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、農業者年金基金、港湾整備事業、空港周辺整備機構、産業革新機構、企業再生支援機構
- ② その他の機関(法人)については、個別検討結果及び各府省庁から提出された意見を事務局から説明し、各府省庁は、それぞれ【今後の進め方】に沿って作業を進め、その回答を6月7日(木)までに事務局に提出する。

主な意見等は、次のとおり。

- 原子力損害賠償支援機構については、経済産業省の意見のとおり「公務」に格付けすることで問題ないとする。また、勤労者退職金共済機構等についても、資金循環統計の分類及び日本標準産業分類とも一致するので、厚生労働省の意見のとおり「社会保険事業★★」に含めることで問題ないとする。
- 港湾空港技術研究所については、事務局からの意見を踏まえ、部門の概念の変更で対応可能か否か推計担当省と相談したい。また、同法人は他の研究機関では行わない特殊な研究を行っており、提供するサービスに競争性があるのか否かについても、改めて検討したい。
- 日本スポーツ振興センター及びエネルギー対策特別会計については、財務諸表等の内容について、持ち帰って確認させていただきたい。

(2) 事業税等の扱い

前回WGにおいて、事務局から内閣府に対して提出された質問事項について、資料2に基づき、内閣府から回答が行われた。また、資料2の回答に対する厚生労働省からの追加の質問について、以下のとおり回答が行われた。

(追加質問1)

事業税に係る回答の②で「間接税のCTから落ちる」とされているが、この説明だけだと、あたかも、事業税分だけGDPが小さくなるように読める。それぞれの列部門のCTは別途推計されていて固定であるので、間接税から落ちた事業税相当分は、列のバランス上、営業余剰の部門に移るだけであり、GDPが減るわけではないと考える。

(回答)

指摘のとおりであり、事業税相当分が「間接税」から「営業余剰」に移るだけで、列のCTそのものが変わるわけではない。

(追加質問2)

政府手数料等に係る回答の②の中で、政府手数料等の一部を中間投入にした場合、公務に移るとの回答だが、現状において、既に（行）公務×（列）分類不明の交点には、既に1兆円以上の金額が計上されている。この中に、政府手数料等の一部が、既に溶け込んでいるということはないのか。

（回答）

現在確認しているので、後日回答したい。

本日の回答を踏まえて、平成23年表における事業税の扱いについては、間接税から除き、営業余剰に含めるという扱いで了承された。

なお、政府手数料等については、将来的な課題の提示にとどまるものであることから、現時点では、上記の質問への回答を除き、さらに立ち入った検討は行わないこととされた。

主な意見等は、次のとおり。

- 本日の検討の結果として、「間接税」部門の個別説明が可能になったと思われるので、6月14日又は6月25日の幹事会で説明が可能か検討していただきたい。
- 以前、総務省の担当者として「分類不明」の推計を行った際に、〔行〕公務の〔列〕分類不明に多額の数値が計上され、表のバランスに影響を及ぼしている状況がみられた。分類不明にまとめているのは、内生の各部門に展開できないため、やむを得ないのかもしれないが、今回、政府手数料等の見直しの検討に際し、当該部分についても併せて検討していただけるとよいのではないかと。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第16回）
議事概要

1 日 時 平成24年6月14日（木）16：45～17：40

2 場 所 経済産業省別館 1014 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）公的部門の格付けの見直し

5 議事概要

（1）公的部門の格付けの見直し

ア 共通事項

（ア） 共通事項のうち、「市場性の有無（50%ルール）の扱い」の（例外1）について、内閣府から、活動が適切に表されないのは「産業連関表上」であることを明記するよう修正意見が提出された。これについては、事務局から、（例外1）が適用されるケースは、所管省庁が当該機関（法人）の活動内容を確認した上で判断したものであり、産業連関表上に限ったことではないため、原案どおりとする旨回答を行った。本件については、内閣府において再度確認し、必要に応じて事務局及び内閣府が文言の修正を協議することとなった。主な意見等は、次のとおり。

○ 市場性の有無の扱いにおける（例外1）については、産業連関表を推計する上で当該機関（法人）の活動を適切に表さないと判断した結果なのだから、「産業連関表上」を加えることについて問題ないのではないか。

→ IOにおいても、原則としてJSNAと同様に50%ルールを適用することを明確にしている。その上での例外として、2つ設けているが、（例外2）が、純粹に産業連関表の表章上又は推計上の問題に起因する例外であるのに対し、（例外1）は、所管省庁が、当該機関（法人）の活動実態を詳細に確認した上での結果として、50%ルールの適用が適切でないというものであり、産業連関表作成上の理由に特化している（例外2）とは明らかにことなる。したがって、原案のとおりとすることが適当と考えている。

→ ①で「基本的には、JSNAと同様に50%ルールにより判断する。」としているので、その意味では、（例外1）もIO独自の判断と考えられ、内閣府の意見のとおり修正しても問題ないのではないか。

→ （例外1）については、原案のとおりとすべきであり、「産業連関表上」を追記する必要はない。（例外1）は、機関（法人）の活動内容に即して判断した結果、生じたものであり、格付けに相違が生じた機関（法人）の格付けについては、むしろJSNA側で再検討していただきたい。

また、08SNAでは、そもそも50%ルールは「経済的に意味のある価格で販売されて

いるか」という価格に関する判断基準として示されており、生産者が市場生産者であるかどうかとは別の概念として整理されている。法人や勘定単位で50%ルールを杓子定規に適用するといろいろと不都合が生じる場合もあるため、そのような場合には、ケース・バイ・ケースで判断することも必要なのではないかと。

→ ①として「基本的には、JSNAと同様に50%ルールにより判断する」とされた上で②記載の例外があることから、②は、産業連関表における独自の扱いという意味が既に含まれているのではないかと。②の2つの取扱いを区別するためにも、基本的には、原案のままとした方がよいと考えるが、文言の修正は、事務局と内閣府の協議に委ねたい。

(イ) 格付けの相違が生じた場合のデータ提供について、内閣府から別添1に基づき依頼があった。本依頼については、基本的には、各省庁が可能な範囲で協力することとするが、データ提供の可否については、各部門によって推計方法が様々であり、当該機関(法人)の需要項目別産出額や財・サービス別の投入額を個別に取り出して提供することが困難な場合も考えられるので、その点を理解するよう事務局から内閣府に対して要請した。

主な意見等は、次のとおり。

○ 平成17年表においても、IOとJSNAで格付けの異なる機関(法人)があり、JSNAで利用するためにIOのデータを組み替える必要があったと思うが、その際は、どのような対応を行っていたのか。

→ 何らかの仮定を置いて組替を行っていたが、この方法では歪みが生じるため、できるだけ実際のデータを提供していただきたい。

→ 各省庁において対応を検討した結果、データが提供できない場合は、17年表と同じ対応をするということか。

→ 推計に大きな影響を及ぼす機関(法人)については、できるだけデータをいただきたいと思っている。但し、個別にデータの利用可能性や優先順位を検討して、最終的に難しいということであれば17年表と同様の対応となることもあり得ると思う。

○ 内閣府からの依頼は、例えば、機関(法人)ごとの投入・産出構造を提供してほしいという趣旨と理解するが、個々の機関(法人)ごとの構造までデータを抜き出すことは難しいと考える。

○ 内閣府の要望を踏まえ、当該機関(法人)に係るデータを収集することに特に留意することは可能と考える。ただし、各部門の投入・産出構造は、計数調整会議を経て決定したものであり、個々の機関(法人)の計数を積み上げたものではないことから、抜き出すことは困難と考える。また、個々の機関のデータを把握するために別途調査を行う等の対応も困難であることから、可能な範囲で協力したい。

イ 個別検討事項

IOとJSNAで格付け結果の異なる機関(法人)についての検討状況について、事務局から、資料1-2に基づき説明が行われた。説明の大要は、以下のとおり。

- | |
|---|
| <p>① 以下の機関(法人)については、資料1-2のとおり、格付けの方向性を内定。
国有林野事業特別会計、造林事業、と畜業、地方競馬全国協会、勤労者退職金共済機構、港湾空港技術研究所、中小企業基盤整備機構、原子力損害賠償支援機構、食料安定供給特別会計(米管理勘定)、農畜産業振興機構、エネルギー対策特別会計</p> <p>② 以下の機関(法人)については、引き続き事務局、内閣府、関係省庁で検討を行い、6月</p> |
|---|

未までに格付けを内定させることとし、その結果を本WGに報告することとなった。

国立大学財務・経営センター、日本スポーツ振興センター、日本高速道路保有・債務返済機構

主な意見等は、次のとおり。

- 今回の検討では、4月26日のWGで示された機関（法人）以外は議論しないとの前提だったと理解しているが、なぜ今頃になって日本高速道路保有・債務返済機構を検討対象とするのか。
 - 本件については、先月来、金融庁からの指摘を受けて国土交通省が検討を行っていたものであり、本WGへの報告が遅れたのは事実だが、国土交通省からも格付け変更を検討すべき相応の理由が示されていることから、事務局としても改めて検討する必要があると判断したものである。

ウ 「基本要綱前文」の修正案

「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱第1部第3章〔別表5〕前文」（以下「基本要綱前文」という。）の修正案について、事務局から資料1-3に基づき説明が行われた。本件について、意見等があれば、見え消し修正の上、6月20日（水）までに、事務局へ連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 基本要綱前文の修正案について、以前、当方から修正意見を提出していた「産出が非市場産出のみからなる」の文言を削除した理由は何か。
 - 本件については、国有林野事業特別会計の取扱いに関連した修文と理解しているが、同特別会計については、従来どおり、市場産出部分と非市場産出部分を区分して格付けする方向性となったため、本修正も不要と判断したものである。
 - 当該修正意見は、そもそも、「政府サービス生産者は本当に非市場生産しかないのか」との問題意識から提出しているものであり、国有林野事業特別会計だけの問題ではないと考えている。
- 1の(3)で、公的資本形成を行う者として「政府サービス生産者」が挙げられているが、「政府サービス生産者」に格付けされるのは、政府の計画及び管理等の活動のみであり、公的資本形成を行う主体として「一般政府」ではなく「政府サービス生産者」と記載してよいのか疑問がある。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第17回）
議事概要

1 日 時 平成24年6月25日（月）16：35～17：10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 108会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）公的部門の格付けの見直し

5 議事概要

（1）公的部門の格付けの見直し

ア 「基本要綱前文」の修正案に対する意見等

前回WGで提示した「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱第1部第3章〔別表5〕前文」（以下「基本要綱前文」という。）の修正案に対する各省庁から意見等について、事務局から資料1-2に基づき説明が行われた。

また、農林水産省から、資料1-2別添に基づき、「基本要綱前文修正（案）に対する意見・確認」が説明された。

農林水産省からの意見等のうち、1(2)の「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」の市場産出についての指摘については、WGにおいて認識が共有された。また、1(3)の公的資本形成に係る意見については、各府省庁において質問・意見等があれば、7月2日（月）までに事務局へ連絡することとし、特段の意見等がなければ、農林水産省の意見のとおり修正することとなった。

イ 〔別表5〕の修正案

4月以降の検討結果を反映した基本要綱〔別表5〕本体の修正案について、資料1-3に基づき、事務局から説明が行われた。

本件について、意見等があれば、見え直し修正の上、7月2日（月）までに、事務局へ連絡することとなった。

ウ 個別検討事項の検討結果

格付けの方向性が未確定となっていた機関（法人）のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターについて、「公的活動（不動産賃貸業）」に格付けが内定したことが報告された。

質疑等は特になし。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第18回）
議事概要

1 日 時 平成24年7月12日（木）16：15～16：40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 123会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所、統計委員会担当室）、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）公的部門の格付けの見直し

5 議事概要

（1）公的部門の格付けの見直し

ア 個別検討事項の検討結果

格付けの方向性が未確定となっていた機関（法人）のうち、以下について方向性を内定したことが事務局から報告された。

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター

「投票勘定」・・・「公的活動（その他の対個人サービス）」

「災害共済給付勘定」「免責特約勘定」・・・「公的活動（損害保険）」

「一般勘定」・・・「公的活動（スポーツ施設提供業）」

○ 日本高速道路保有・債務返済機構・・・「公務」

イ 「基本要綱前文」の再修正

前回WGで提示した「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱第1部第3章〔別表5〕前文（新旧対照表）」（以下、「基本要綱前文」という。）について、各府省庁からの意見等を踏まえた再修正事項について、事務局から、資料1-2に基づき説明が行われた。

ウ 〔別表5〕の修正案

前回WGで提示した〔別表5〕案について、各府省庁からの意見等を踏まえた修正案について、事務局から、資料1-3別紙2に基づき説明が行われた。

エ 第8回産業連関技術会議資料（案）

平成24年7月31日（火）に開催予定の第8回産業連関技術会議に提出予定の資料（案）について、事務局から、資料1-3に基づき説明が行われた。本件について、意見等があれば、7月19日（木）までに、事務局へ連絡することとなった。

質疑等は特になし。

以上